

## =お知らせ=

3月8日定期総会におきまして第11条①④の通り、当部会会則の一部改正が議決されました。

平成21年度より変更された会則となります。

変更箇所は、第6条⑤⑥とブロックの区分けです。

この改定に伴いブロックの再編により A~E の5ブロックとなりブロック長とブロック会計も各5人となります。

詳しくは [会則](#) をご覧下さい。